

○多賀城市情報公開条例

平成10年12月22日

条例第22号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示（第5条—第17条）

第3章 審査請求（第18条—第20条）

第4章 情報公開の総合的推進（第21条—第24条）

第5章 雑則（第25条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、市民の知る権利を明らかにして市の保有する情報の公開性を高めるとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たすことにより、市民の市政への参加を一層促進し、地方自治の本旨に即した民主的で公正な市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

（一部改正〔平成18年条例29号・20年13号・令和元年29号・2年4号〕）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市民の知る権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示又は情報の提供を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

（一部改正〔平成18年条例29号〕）

（開示請求の手續）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実

施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公文書の件名又は内容その他当該公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（一部改正〔平成18年条例29号〕）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条

第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業

を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(5) 国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(6) 市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの

(7) 市又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、当該事務

事業の性質上、公にすることにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

(一部改正〔平成18年条例29号・19年20号・27年2号・29年12号〕)

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(追加〔平成18年条例29号〕)

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請

求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(追加〔平成18年条例29号〕)

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、多賀城市行政不服等審査会に対し、その旨を報告しなければならない。

(追加〔平成18年条例29号・28年2号〕)

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条第1項の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定以外の決定をしたときは、その理由(その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日)を第1項又は前項の書面に記載しなければならない。

(追加〔平成18年条例29号〕)

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)

は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(全部改正〔平成18年条例29号〕)

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求が

あった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(追加〔平成18年条例29号〕)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びそ

の理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(追加〔平成18年条例29号〕)

(開示の実施)

第15条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

2 前項の閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(追加〔平成18年条例29号〕)

(他の法令による開示の実施との調整)

第16条 実施機関は、他の法令(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)を除く。以下同じ。)の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 実施機関は、図書館その他の市の機関において、一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、開示を行わない。

(追加〔平成18年条例29号〕、一部改正〔令和5年条例1号〕)

(手数料等)

第17条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の写しの交付（フィルム又は電磁的記録にあっては、写しの交付その他これに準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。）を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(一部改正〔平成18年条例29号〕)

第3章 審査請求

(全部改正〔平成28年条例2号〕)

(審査請求先)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求（次条において「審査請求」という。）は、市長に対してするものとする。

(全部改正〔平成28年条例2号〕)

(諮問)

第19条 市長は、審査請求に関し行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により多賀城市行政不服等審査会に諮問をした場合は、同条第3項に規定する審理関係人のほか、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知するとともに、同法第42条第1項に規定する審理員意見書の写しを送付しなければならない。

(1) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(2) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

2 市長は、行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

（全部改正〔平成28年条例2号〕）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（一部改正〔平成18年条例29号・28年2号〕）

第4章 情報公開の総合的推進

（一部改正〔平成18年条例29号〕）

（情報公開の総合的推進）

第21条 市は、第2章に定める公文書の開示のほか、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策及び情報公表制度の充実を図り、情報公開の総合的推進に努めるものとする。

（一部改正〔平成18年条例29号〕）

(情報提供施策等の充実)

第 2 2 条 実施機関は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、刊行物その他の行政資料を広く閲覧に供すること等により、市政に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

2 実施機関は、法令の規定により義務付けられた情報公表制度の内容の充実に努めるとともに、市政に関する情報の公表制度の整備に努めるものとする。

(一部改正〔平成 1 8 年条例 2 9 号〕)

(出資団体等の情報公開)

第 2 3 条 市から出資、出えん又は補助金等の交付（以下「出資等」という。）を受けた団体（以下「出資団体等」という。）は、当該出資等の公共性に鑑み、当該出資団体等の保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資団体等について、その性格及び業務内容に応じ、当該出資団体等の情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(追加〔平成 1 8 年条例 2 9 号〕、一部改正〔平成 2 9 年条例 1 2 号〕)

(指定管理者等の情報公開)

第 2 4 条 指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する情報であって、自

己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 管理代行者（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により市に代わって市営住宅（多賀城市営住宅条例（平成9年多賀城市条例第13号）第2条第1号に規定する市営住宅及び同条第2号に規定する共同施設をいう。以下同じ。）の管理を行う者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該管理代行者の保有する情報であって、自己が管理を行う市営住宅に関するものの公開に努めるものとする。

3 実施機関は、指定管理者及び管理代行者について、その業務内容に応じ、前2項に規定する情報の公開が推進されるよう、必要な指導を行うものとする。

（追加〔平成18年条例29号〕、一部改正〔平成25年条例34号〕）

第5章 雑則

（追加〔平成18年条例29号〕）

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第25条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（追加〔平成18年条例29号〕）

（実施状況の公表）

第 26 条 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の開示について
の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(一部改正〔平成 16 年条例 1 号・18 年 29 号〕)

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(一部改正〔平成 16 年条例 1 号・18 年 29 号〕)

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(一部改正〔平成 18 年条例 29 条〕)

附 則 (平成 16 年 3 月 1 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成 18 年 12 月 11 日条例第 29 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の多賀城市情報公開
条例(以下「旧条例」という。)第 6 条第 1 項の規定によりされた開
示請求は、この条例による改正後の多賀城市情報公開条例(以下「新
条例」という。)第 6 条第 1 項の規定によりされた開示請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第 14 条第 2 項の規定によりされて
いる不服申立ては、新条例第 18 条第 1 項の規定による不服申立てと

みなす。

- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為で新条例中これに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみなす。

(多賀城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

5 略

附 則 (平成19年9月18日条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、郵政民営化法(平成17年法律第97号)の施行の日(平成19年10月1日)から施行する。(後略)

附 則 (平成20年2月27日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例又はこれに基づく規則その他の規程(以下「旧条例等」という。)の規定により水道事業の管理者の権限を行う市長がした処分その他の行為(以下「処分等」という。)は、この条例による改正後のそれぞれの条例又はこれに基づく規則その他の規程(以下「新条例等」という。)の規定により水道事業管理者がした処分等とみなす。

- 3 この条例の施行前に旧条例等の規定により水道事業の管理者の権限を行う市長に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は、新条例等の規定により水道事業管理者に対してした申請等とみなす。

す。

附 則（平成 25 年 1 月 24 日 条例第 34 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項の改正規定及び附則第 3 項の規定は公布の日から、第 6 条第 3 項第 8 号の改正規定は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号）の施行の日（平成 26 年 1 月 3 日）から施行する。

2～5 略

附 則（平成 27 年 2 月 18 日 条例第 2 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 17 日 条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

（適用区分）

- 2 第 1 条の規定による改正後の多賀城市情報公開条例第 18 条から第 20 条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等又は施行日以後にされた開示請求に係る不作為についての審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等又は施行日前にされた開示請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。この場合において、施行日前にされた開示決定等についての不服申立てに係る第 1 条の規定による改正前

の多賀城市情報公開条例第18条第1項の規定の適用については、同項中「多賀城市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは、「多賀城市行政不服等審査会」とする。

(後略)

附 則 (平成29年6月21日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月25日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(処分その他の行為に関する経過措置)

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例又はこれらに基づく規程の規定によりなされた処分その他の行為であって、この条例による改正後のそれぞれの条例又はこれらに基づく規程の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってなされた処分その他の行為とみなす。

附 則 (令和2年3月17日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月10日条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。